○国土交通省告示第八百五十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年五月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0074＊00	R 156　ソフトウェアアップデート　トヨタ XU８（ＪＰ）	トヨタ　ＡＸＵＨ80―ＡＮＸＧＢ、ＡＸＵＨ80―ＡＮＸＳＢ、ＡＸＵＨ85―ＡＮＸＧＢ、ＡＸＵＨ85―ＡＮＸＳＢ、ＡＸＵＰ85―ＡＮＸＧＢ、ＡＸＵＰ85―ＡＮＸＳＢ、ＭＸＵＡ80―ＡＮＸＧＢ、ＭＸＵＡ80―ＡＮＸＳＢ、ＭＸＵＡ85―ＡＮＸＧＢ、ＭＸＵＡ85―ＡＮＸＳＢ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百五十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年五月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ―3320	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＡＡＡ25 ＡＦＸＳＷ	トヨタ　６ＡＡ―ＡＸＵ Ｈ80	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊀Ｇ―3321	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＡＡＡ25 ＡＦＸＳＸ	トヨタ　６ＡＡ―ＡＸＵ Ｈ85	〃
㊀Ｇ―3322	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＬＡＡ25 ＡＦＸＳＡ	トヨタ　６ＬＡ―ＡＸＵ Ｐ85	〃

○国土交通省告示第八百五十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年五月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ―3323	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＬＡ―２ ＧＲ―ＦＸＳ１	トヨタ　６ＬＡ―ＧＲＧ 75	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百五十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年五月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ―3324	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＡＡ―ＭＸＧ20Ａ―ＦＸＳ	トヨタ　６ＡＡ―ＭＸＧ Ｈ15	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百五十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年五月三十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｒ―30	後方視界看視装置　バックカメラシステム（ＣＡＲ　ＶＩＳＩＯＮ）　ＣＶ5075―Ｂ	なし	メルコモビリティーソリューションズ株式会社　大阪府大阪市福島区福島６―13―14

○国土交通省告示第八百五十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年六月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ―3325	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｎ04Ｃ―14	トヨタ　２ＷＧ―ＸＺＵ＊＊＊＊、日野　２ＷＧ―ＸＺＵ＊＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第八百六十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年六月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／03＊0083＊00	R 155　サイバーセキュリティー　Ｍａｚｄａ KＭ01Ｒ0155Ｗ01	マツダ　？？Ｃ？？？？？？？？？？	Mazda Motor Logistics Europe N.V. Blaasveldstraat 162, 2830 Willebroek, Belgium

○国土交通省告示第八百六十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年六月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0085＊00	R 156　ソフトウェアアップデート　Ｍａｚｄａ　KＭ01Ｒ0156Ｗ01	マツダ　？？Ｃ？？？？？？？？？？	Mazda Motor Logistics Europe N.V. Blaasveldstraat 162, 2830 Willebroek, Belgium